

# 〈論点①〉 公営企業の経営規律の確立

令和元年8月9日

総務省自治財政局公営企業課

## 《論点① 各地方公共団体における公営企業の経営規律の確立》

- 各地方公共団体が、公営企業に対して更なる経営改革、経営改善を促していくためには、あらかじめ首長等が、公営企業が果たすべき一定の経営ミッションを設定することが有効ではないか。
  - ◆ 例えば、公営企業の設置条例等において、公営企業の基本原則である「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」の二つの観点を踏まえつつ、経営の基本となる当該公営企業の経営ミッション（住民サービスのあり方、施設の管理水準等）や一般会計繰出金に関する方針等を定める仕組みが考えられるのではないか。
- 公営企業においては、経営ミッションを踏まえた経営戦略を策定し、自立的かつ計画的に経営成績を改善するため、経営戦略に基づくPDCAサイクルを強固なシステムとして確立する必要があるのではないか。その際、経営戦略の見直しをどのように行っていくかの検討も必要ではないか。
- その上で、一定期間内における公営企業の経営成績について、客観的かつできる限り定量的に評価する仕組みも検討する必要があるのではないか。
  - ◆ 評価の具体的な仕組みについては、地方独立行政法人制度（※）も参考にしつつ、監査委員による決算審査や、議会（住民）の議決等との関係も含め、検討すべきではないか。
    - ※ 地方独立行政法人制度においては、設立団体の長が法人の経営に係る中期目標を定め、当該法人はこれに基づく中期計画を策定するとともに、その業務の実績については長が評価委員会の意見を聴いた上で評価することとされている。
  - ◆ 水道事業や下水道事業など、耐用年数の長い大規模な資産の維持管理が重要な経営ミッションである事業については、特に中長期的な持続可能性の担保が求められるのではないか。
  - ◆ 経営比較分析表における経営指標の活用等により、各団体において一定のKPIを設定するための手法を示すことも考えられるか。
- 各団体に条例上の対応や評価制度の構築等の取組を求める場合には、その根拠を明確化する観点から、法令上の位置付けを行う必要があるのではないか。
- 一般会計と公営企業会計の経費負担区分についても、昭和41年の法改正当時の議論も考慮に入れつつ、上記の仕組みを踏まえた適切なあり方を検討する必要があるのではないか。

## 「経営ミッション」について

- 首長等が設定する各公営企業の「経営ミッション」について、どのような内容とすることが考えられるか。
  - ・ 例えば、各水道事業者が定めることを期待されている「水道事業ビジョン」の作成の手引きにおいては、地域の水道のあるべき姿として、次のとおり示されている。
    - 「持続：いつまでも皆さまの近くにありつづける水道」
    - 「安全：いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道」
    - 「強靱：災害に強く、たくましい水道」
  
- 首長等が「経営ミッション」を定める意義や効果をどのように考えるか。
  - (1) まず各公営企業の果たすべき基本的な役割を明確にし、住民を含む関係者間で共有する。
  - (2) 明らかになった役割を果たすために必要なアクションに要する経費をどう負担するのか、経費負担区分原則に基づき、地方財政措置の対象となる繰出基準も考慮しつつ、各団体独自のルールを構築。
  - (3) 各公営企業においては、ルールに基づく繰出金を前提に、効率的な経営を行い、その結果が表れる財務諸表等に基づき、住民や議会等に対して、経営に関する説明責任をより適切に果たせるようになる。
  
- 「経営ミッション」を定める形式はどのようなものが考えられるか。
  - ・ 各公営企業の経営の基本を定めるものとなることから、議会の議決を経て定められる設置条例に何らかの根拠をおくべきではないか。

## Ⅶ その他の検討事項

### 1 地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例

#### [基本的な方針]

一般会計等との負担区分との明確化、資本制度の見直しを踏まえ、計画性・透明性の高い企業経営を推進する観点から、経営の基本に関する事項（経営の基本方針）として、「一般会計等との経費負担の原則」及び「資本の維持造成に関する事項」を地方公営企業の設置等条例において規定することが適当である。

#### 【論点整理】

##### 一般会計等との経費負担の原則

- 地方公営企業は経費負担区分を前提とした独立採算の事業であり、一般会計等が負担する経費の繰出しについては、現在、「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）を参考として各地方公共団体の判断により行われている。

より計画性・透明性の高い企業経営を推進する観点からは、一般会計等と地方公営企業との経費負担区分について、条例に明確なルールとして定めることが考えられる。このように基準を明確化することで、例えば、負債に含まれる企業債のうち一般会計等が負担すべき部分の範囲が明らかになるなど、会計情報がより客観的に表示されることとなる。

なお、現行の令第8条の5（法第17条の2）について、所要の見直しを行うことが必要である。

##### 資本の維持造成に関する事項

- 地方公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供しており、その企業活動の基礎となる資本の維持造成に関する事項は経営の基本に関する事項といえる。

資本の維持造成に関する事項は、施設の更新財源の確保を含めた中長期的な経営方針を定めるものである。

#### <規定項目案>

- 料金及び更新財源の確保方針等資本維持・造成の考え方、利益剰余金処分（資本金への繰入れ、積立金、一般会計への繰出し）
- 積立金の目的外使用
- 資本剰余金の処分（資本金への繰り入れ、欠損金の補てん等）

（参考）料金と原価・繰入れ・更新財源等の関係模式図

